

米沢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 月 日

米沢市議会議長 海老名 悟

米沢市議会規則第 号

米沢市議会会議規則の一部を改正する規則

米沢市議会会議規則（昭和 41 年米沢市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、議員は、出席のため出席できないときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、日数を定めて議長に欠席届を提出することができる。

第 9 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、委員は、出席のため出席できないときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、日数を定めて委員長に欠席届を提出することができる。

別表中

「

悪臭問題特別委員会 協議会	所管する事項について協議等 を行うため	悪臭問題特別 委員会委員	委員長
------------------	------------------------	-----------------	-----

を

」

削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。